

II 会計科目の説明

(1) 資金収支計算書科目

区分	大科目	小科目	内容
収入の部	学生生徒等納付金収入		学則に記載されている納付金をいう（在学条件として義務的に、又一律に納付すべきものをいう。）
		授業料収入	聴講料、補講料、教職課程履修費を含む。
		入学金収入	入学するための費用として徴収する収入をいう。
		実験実習料収入	実験実習の費用として徴収する収入をいう。 教員資格その他の資格を取得するための実習料も含む。
		施設設備資金収入	施設拡充費その他施設設備の拡充、維持等のための資金として徴収する収入をいう。
	手数料収入	入学検定料収入	その会計年度中に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
		証明手数料収入	在学証明、成績証明等のために徴収するもので、通学証明手数料、諸証明手数料、調査書作成手数料、推薦書作成手数料等も含む。
		大学入試センター試験実施手数料収入	大学入試センター試験実施のために徴収する収入をいう。
	寄付金収入	特別寄付金収入	用途指定のある寄付金をいう。 指定寄付金、受配者指定寄付金、公益増進特定法人寄付金等で用途指定のあるものも含む。
		一般寄付金収入	用途指定のない寄付金をいう。
	補助金収入	国庫補助金収入	国、地方公共団体及びこれに準ずる機関から交付される補助金をいう。日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。 私立大学等経常費補助金、私立大学等研究施設整備費補助金、私立大学研究設備整備費等補助金、私立学校施設整備費補助金等を含む。
		(地方公共団体補助金) 新潟県補助金収入 新潟市補助金収入	地方公共団体からの補助金で、私立学校教育研究費補助金等を含む。
	資産運用収入	受取利息・配当金収入	預金、貸付金、有価証券等の利息、配当金等の収入をいう。 普通預金利息、定期預金利息、自由金利型定期預金利息、市場金利連動型預金利息、金銭信託利息、出資分配金、国債利息、中期国債ファンド分配金、転換社債利息、教職員住宅資金貸付利息、利付債券利息、割引債券利息、公社債利息、合同運用信託・証券投資信託・特定公益信託等の分配金等を含む。

		施設設備利用料収入	所有する有形固定資産の賃貸による収入をいう。 校舎等使用料、設備使用料、グラウンド使用料、テニスコート使用料、地代、駐車料、売店・食堂等の施設設備の賃貸料等を含む。
	資産売却収入	教育研究用機器備品売却収入	教育研究用機器備品の売却による収入をいう。
		その他の機器備品売却収入	その他の機器備品の売却による収入をいう。
	事業収入	補助活動事業収入	売店等の売上高、販売手数料などの収入をいう。 ただし、補助活動に伴う受取利息は資産運用収入とする。 教材・文具・制服等の販売収入及び販売手数料、講座・講演会等収入、出版事業等収入、自動販売機手数料、海外又は国外研修・留学をカリキュラムに含めた場合の研修収入等を含む。
		受託事業収入	外部から委託を受けて行う試験・研究等の事業収入をいう。
		収益事業収入	認可されている収益事業会計からの繰り入れ収入をいう。
		公開講座等収入	公開講座を主催した際の受講料等の収入をいう。
	雑収入		学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入をいう。
		その他の雑収入	金額が多額になる場合は、特定事項をとり出して科目を設けるか又は注記する。 保険料取扱手数料、電子コピー使用料等を含む。
	借入金等収入	長期借入金収入	返済期限が貸借対照表日後1年を超える借入金をいう。 日本私立学校振興・共済事業団借入金、金融機関等借入金等を含む。
		短期借入金収入	返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金をいう。
	前受金収入		翌年度入学の学生等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受による収入をいう。
		授業料前受金収入	翌年度以後の帰属収入となる授業料の収入をいう。
		入学金前受金収入	翌年度以後の帰属収入となる入学金の収入をいう。
		実験実習料前受金収入	翌年度以後の帰属収入となる実験実習料の収入をいう。
		施設設備資金前受金収入	翌年度以後の帰属収入となる施設設備資金の収入をいう。
		その他前受金収入	翌年度以後の帰属収入となるその他の収入をいう。
	その他の収入		上記以外の収入で帰属収入になるものは含まれない。
		前期末未収入金収入	前期末で未収入金だったものに限る。
		長期貸付金回収収入	貸付金の回収のうち返済期限が1年を超えていたものをいう。
		短期貸付金回収収入	貸付金の回収のうち返済期限が1年以内であったものをいう。
		預り金受入収入	総額で表示する場合に記載する。
		保証金回収収入	継続取引の担保として差し入れるものをいう。

		敷金回収収入	不動産の賃借に要する敷金をいう。
		収益事業元入金回収収入	収益事業に対する元入金を回収したときに記載する。
		立替金回収収入	他の者が負担する支出の一時的立替えをいう。
		仮払金回収収入	総額で表示する場合に記載する。
		仮受金収入	取引の内容が不明又は金額が確定しないものの収入をいう。
		預託金回収収入	自動車のリサイクル料など一定の事実に基づいて予め支払うものをいう。
	資金収入調整勘定	期末未収入金	当期末で未収となっているものをいう。
		前期末前受金	前期末で前受けであったものをいう。
	前年度繰越支払資金		
支出の部	人件費支出	教員人件費支出	教員(学長を含む。)に支給する本俸、期末手当、その他の手当(通勤手当を含む。)及び所定福利費をいう。所定福利費に該当する「日本私立学校振興・共済事業団共済掛金」「労働者災害補償保険掛金」「雇用保険掛金」も含む。
		職員人件費支出	職員(アルバイト等の職員を含む。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当(通勤手当を含む。)並びに所定福利費をいう。所定福利費に該当する「日本私立学校振興・共済事業団共済掛金」「労働者災害補償保険掛金」「雇用保険掛金」も含む。
		役員報酬手当	理事手当等も含む。
		退職金支出	退職時に支給する退職金をいう。
	教育研究経費支出		教育研究のために要する経費をいう(学生生徒等募集費を除く)。
		消耗品費支出	教材用消耗品費、保健衛生用消耗品費、教材購入費、文房具、清掃関係消耗品、OA関係消耗品、印刷関係消耗品、その他の消耗品等も含む。
		光熱水費支出	電気料金、水道料金、ガス料金、白灯油代等を含む。
		旅費交通費支出	通勤手当は含まない。 教員研修会等交通費、教員研修会宿泊費、教員研修会日当、駐車料金、通行料、タクシー代、海外出張支度金、海外出張旅費、海外出張日当等を含む。
		奨学費支出	支給又は減免した奨学金をいう(貸与した奨学金を除く)。留学生授業料減免等を含む。
		福利費支出	学生生徒等への慶弔金、慶弔品代、記念品代、学生生徒等に対する傷害保険料等を含む。

		通信運搬費支出	郵送料、電話料、電報料、運送料等をいう。
		印刷製本費支出	教材等の印刷及び製本のための支出をいう。 入学試験問題印刷代、教材印刷代その他の教育用印刷代等を含む。
		出版物費支出	新聞、雑誌、書籍（図書に該当しないもの）等を購入したときの支出をいう。
		修繕費支出	施設設備等の修繕又はこれらの修繕用資材を購入したときの支出をいう。
		損害保険料支出	火災保険料等損害保険料をいう。
		賃借料支出	施設設備等の賃借料をいう。 借地料、家賃、備品等リース料、駐車場借用料、施設設備等借用料等を含む。
		公租公課支出	租税その他の賦課金をいう。 消費税、印紙税、登録免許税、自動車税、その他の公租公課等を含む。
		諸会費支出	教育関係団体等に対する会費等をいう。 加盟団体会費その他諸会費等で主として教育研究に充てられるものを含む。
		会議費支出	会議に伴う茶菓子代、食事代等をいう。教育諸会議食事代、会場賃借料等を含む。
		報酬委託手数料支出	報酬、料金（講演料、医師の検診料、施設設備の保全料等）、業務委託料及び手数料等をいう。 廃棄物収集運搬料、校舎・校庭の委託清掃代、教育関係の弁護士報酬等を含む。
		雑費支出	以上に該当しない諸雑費をいう。金額が多額になる場合は、特定事項をとり出して小科目を設ける。
	管理経費支出		教育研究経費以外の経費支出をいう。
		消耗品費支出	文房具、清掃関係消耗品、OA関係消耗品、印刷関係消耗品、その他の消耗品等を含む。
		光熱水費支出	電気料金、水道料金、ガス料金、白灯油代等をいう。
		旅費交通費支出	通勤手当は含まない。 職員出張等交通費、職員出張等宿泊費、職員出張等日当、駐車料金、通行料、タクシー代、海外出張支度金、海外出張旅費、海外出張日当等を含む。

		福利費支出	教職員に対する所定福利費以外の福利費をいう。 教職員への慶弔金、慶弔品代、教職員に対する傷害保険料等を含む。
		通信運搬費支出	郵送料、電話料、電報料、運送料等をいう。
		印刷製本費支出	封筒・葉書・便箋印刷代、学校案内印刷代、管理用各種帳票印刷代、法人諸行事案内印刷代、その他管理用印刷製本代等をいう。
		出版物費支出	新聞代、雑誌代、その他管理用出版物代等をいう。
		修繕費支出	教育研究用以外の建物及び付属設備修繕費、構築物修繕費、機器備品修繕費、車両修繕費、その他の修繕費等をいう。
		損害保険料支出	教育研究用以外の建物及び付属設備損害保険料、機器備品損害保険料、車両保険料、その他損害保険料等をいう。
		賃借料支出	借地料、家賃、施設設備等借用料、備品等リース料、駐車場借用料等をいう。
		公租公課支出	租税その他の賦課金をいう。 消費税、印紙税、地方公共団体に納付する証紙代、国・地方公共団体等が法令に基づいて行う事務に係る手数料、特許料、申立て料その他の手数料で法令に基づくもの、登録免許税、固定資産税、不動産取得税、自動車税、収益事業にかかる法人税、法人住民税、事業税等を含む。
		広報費支出	学生募集に要する広告、宣伝費等をいう。 学校案内広告代、その他新聞雑誌等への広告掲載料、広報用品代等を含む。
		諸会費支出	加盟団体会費、研修会参加費その他諸会費等をいう。
		会議費支出	理事会等食事代、その他管理に伴う諸会議の食事代、会場賃借料等をいう。
		渉外費支出	交際費等をいう。 他校行事への祝儀、外部関係者への慶弔金、外部関係者への慶弔品、中元・歳暮代等を含む。
		報酬委託手数料支出	公認会計士、弁護士等の報酬を含む。 教育用以外の施設設備等保守料又は清掃料、振込手数料等を含む。
		私立大学等経常費補助金 返還金支出	額の確定に伴い返還した私立大学等経常費補助金をいう。
		国庫特別補助金返還金支 出	額の確定に伴い返還した国からの特別補助金をいう。
		補助活動事業支出	補助活動事業収支が支出超過のときに記載する。

		雑費支出	法人諸行事雑物品代、NHK受信料等上記に属さない諸雑費を含む。
	借入金等利息支出	借入金利息支出	日本私立学校振興・共済事業団借入金利息、金融機関借入金利息等をいう。
	借入金等返済支出	借入金返済支出	日本私立学校振興・共済事業団借入金返済、金融機関借入金返済等をいう。
	施設関係支出		資金運用の目的で取得するものは含まない。
		土地支出	土地購入費、仲介手数料、測量費、造成費等をいう。
		建物支出	建物に附属する電気、給排水、暖房等の支出を含む。
		構築物支出	広告塔、スタンド、塀、庭園、舗装（道路、グラウンド等）、浄化槽、井戸等建物以外のもので、土地に固定した建造物、工作物及びその附属物取得のための支出をいう。
		建設仮勘定支出	土地、建物、構築物、機械備品等を建設あるいは製作するときの完成までの支出をいう。
		借地権支出	地上権等を含む。
		施設利用権支出	電気供給施設利用権、ガス供給施設利用権、水道施設利用権の取得のための支出をいう。
	設備関係支出	教育研究用機器備品支出	耐用年数が1年以上で、その価格が一定金額以上のものをいう（少額重要資産も含む）。
		その他の機器備品支出	耐用年数が2年以上で、その価格が一定金額以上のものをいう。
		図書支出	書籍、フィルム、ビデオ、CD等の出版物等で長期間にわたって使用保存するものは、価格の多寡を問わず計上する。
		車両支出	普通乗用車購入代、スクールバス・貨物車購入代等をいう。
		電話加入権支出	加入料、電話設備負担金等をいう。
	資産運用支出	有価証券購入支出	証券取引法第2条に定める有価証券を取得するための支出をいう。
		出資金購入支出	組合や医療法人等に対する出資をいう。
		収益事業元入金支出	収益事業会計に対する元入金の繰入支出をいう。
		第3号基本金引当資産支出	第3号基本金としての預金への預け入れ等をいう。
	その他の支出	長期貸付金支払支出	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
		短期貸付金支払支出	貸借対照表日後1年以内に期限が到来するものをいう。
		保証金支払支出	継続取引の担保として差し入れるものをいう。
		敷金支払支出	不動産の賃借に要する敷金をいう。
		前期末未払金支出	前期末で未払いだったものに限る。
		預り金支払支出	総額で表示する場合に記載する。

		前払金支払支出	翌年度以後の諸活動にかかる支出をいう。
		立替金支払支出	他の者が負担する支出の一時的立替えをいう。
		仮払金支払支出	総額で表示する場合に記載する。
		仮受金支出	取引の内容が不明又は金額が確定しないものの支出をいう。
		ソフトウェア支出	将来の収入獲得または支出削減が確実であると認められるコンピュータ用ソフトウェアをいう。
		預託金支出	自動車のリサイクル料など一定の事実に基づいて備えて予め支払うものをいう。
	予備費		計画外の支出等に備えたものをいう。
	資金支出調整勘定	期末未払金	当期末で未払いとなっているものをいう。
		前期末前払金	前期末で前払いであったものをいう。

(2) 事業活動収支計算書科目		*空欄科目は資金収支計算書科目をご参照ください		
区 分		大 科 目	小 科 目	科 目 別 処 理 要 領
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金		
			授業料	
			入学金	
			実験実習料	
			施設設備資金	
		手数料	入学検定料	
			試験料	
			証明手数料	
			大学入試センター試験実施手数料	
		寄付金	特別寄付金	
			一般寄付金	
		経常費等補助金	国庫補助金	
			(地方公共団体補助金)	
			新潟県補助金	
			新潟市補助金	
			〇〇〇補助金	

		付随事業収入	補助活動事業収入	
			附属事業収入	
			受託事業収入	
			公開講座等収入	
		雑収入		
			退職金社団（財団）交付金収入	
			廃品売却収入	
			入学案内書頒布収入	
			その他の雑収入	
		教育活動収入計	(1)	
	事業活動 支出の部	人件費	教員人件費	
			職員人件費	
			役員報酬	
			退職給与引当金繰入額	退職金支給規程等に基づき設定する退職給与引当金の当年度繰り入れ額をいう。
			退職金	
		教育研究経費		
			消耗品費	
			光熱水費	
			旅費交通費	
			奨学費	
			車両燃料費	
			福利費	
			通信運搬費	
			印刷製本費	
			出版物費	
			修繕費	
			損害保険料	
			賃借料	
			公租公課	

			諸会費	
			会議費	
			報酬委託手数料	
			学生活動補助金	
			補助活動事業支出	
			減価償却額	教育研究用減価償却資産の当該年度分の減価償却額をいう。
			雑費	
		管理経費		
			消耗品費	
			光熱水費	
			旅費交通費	
			車両燃料費	
			福利費	
			通信運搬費	
			印刷製本費	
			出版物費	
			修繕費	
			損害保険料	
			賃借料	
			公租公課	
			広報費	
			諸会費	
			会議費	
			渉外費	
			報酬委託手数料	
			私立大学等経常費補助金返還金支出	
			国庫特別補助金返還金支出	
			補助活動事業支出	
			減価償却額	教育研究用減価償却資産以外の減価償却資産の当該年度分の減価償却額をいう。
			雑費	
		徴収不能額等	徴収不能引当金繰入額	金銭債権のうち、その回収不能額を見積って引当金を設ける場合に

				記載する。
			徴収不能額	金銭債権が徴収不能になったとき、徴収不能引当金を設けていない場合又はその額が徴収不能引当金残高を超えている場合に記載する。
		教育活動支出計	(2)	
		教育活動収支差額	(3)=(1)-(2)	
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産運用収入	
			その他の受取利息・配当金	
			施設設備利用料	所有する有形固定資産の賃貸による収入をいう。
		その他の教育活動外収入	収益事業収入	
		教育活動外収入計	(4)	
	事業活動支出の部	借入金等利息	借入金利息	
			学校債利息	
		その他の教育活動外支出		
		教育活動外支出計	(5)	
		教育活動外収支差額	(6)=(4)-(5)	
		経常収支差額	(7)=(3)+(6)	
特別収支	収入	資産売却差額		資産売却収入が、その資産の帳簿残高を超えた場合、その超過額をいう。
			不動産売却差額	不動産を売却し、その代価が帳簿残高を超えた場合、その超過額をいう。
			有価証券売却差額	有価証券を売却し、その代価が帳簿残高を超えた場合、その超過額をいう。
			教育研究用機器備品売却差額	教育研究用機器備品を売却し、その代価が帳簿残高を超えた場合、その超過額をいう。

			管理用機器備品売却差額	その他の機器備品を売却し、その代価が帳簿残高を超えた場合、その超過額をいう。
			〇〇売却差額	その他の資産を売却し、その代価が帳簿残高を超えた場合、その超過額をいう。
		その他の特別収入	施設設備寄付金	
			現物寄付	土地、建物等の受領額で金銭以外の資産の贈与を受けたとき、その資産の額を記載する。
			施設設備補助金	
			過年度修正額	
		特別収入計	(8)	
	支出	資産処分差額	建物処分差額	建物を売却し、その代価が帳簿残高を下回った場合、その差額、除却差額等をいう。
			教育研究用機器備品処分差額	教育研究用機器備品を売却し、その代価が帳簿残高を下回った場合、その差額、除却差額等をいう。
			管理用機器備品処分差額	管理用機器備品を売却し、その代価が帳簿残高を下回った場合、その差額、除却差額等をいう。
			有価証券処分差額	有価証券を売却し、その代価が帳簿残高を下回った場合、その差額をいう。
			〇〇処分差額	その他の資産を売却し、その代価が帳簿残高を下回った場合、その差額、除却差額等をいう。
		特別支出計	(9)	
		特別収支差額	(10)=(8)-(9)	
予備費			(11)	
基本金組入前当年度収支差額			(12)=(7)+(10)-(11)	
基本金組入額合計			(13)	当該年度の1号から4号までの基本金組入れ額をいう。
当年度収支差額			(14)=(12)+(13)	
前年度繰越収支差額			(15)	

基本金取崩額	(16)	
翌年度繰越収支差額	(17)=(14)+(15)+(16)	

(参考)

事業活動収入計	(18)=(1)+(4)+(8)	
事業活動支出計	(19)=(2)+(5)+(9)	

(3) 貸借対照表科目				
区分	大科目	中科目	小科目	科目別処理要領
資産の部	固定資産	有形固定資産		貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであっても使用中のものを含む。
			土地	取得に要した仲介料や精緻費用など付帯するすべての費用を含む。
			建物	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
			構築物	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。
			教育研究用機器備品	教育研究のために使用される機械設備、工具器具備品をいい、標本及び模型を含む。
			管理用機器備品	教育研究用以外の機器備品をいう。
			図書	書籍等の出版物で長期間にわたって使用保存するものをいう。図書と類似の役割をもつテープ、レコード、フィルムを含み、金額の多寡は問わないものとする。
			車両	乗用車、スクールバス等をいう。
			立木	樹木に関する専門教育を行う場合に、その目的のために取得した樹木をいう。減価償却は行わないで使用に耐えられない等の際はそのつど廃棄する。
			動物	動物に関する専門教育を行う場合に、その目的のために取得した動物をいう。減価償却は行わないで使用に耐えられない等の際はそのつど廃棄する。
			建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
		特定資産	第2号基本金引当特定資産	第2号基本金に係る預金等をいう。
			第3号基本金引当特定資産	第3号基本金に係る預金等をいう。

			退職給与引当 特定資産	将来の支出に備えるための預金をいう。
			減価償却引当 特定資産	将来の支出に備えるための預金をいう。
			〇〇〇引当特 定資産(資産)	将来の支出に備えるための預金をいう。
		その他の 固定資産	借地権	地上権を含む。
			電話加入権	専用電話、加入電話等の設置に要する負担金をいう。
			施設利用権	電気、ガス、水道等の設置に要する設備負担金をいう。
			有価証券	長期に保有する国債、地方債、社債、株式等の有価証券をいう。
			出資金	組合や医療法人等に対する出資をいう。
			収益事業元入 金	収益事業に対する元入額をいう。
			長期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
			保証金	継続取引の担保として差し入れるものをいう。
			敷金	不動産の賃借に要する敷金をいう。
			ソフトウェア	将来の収入獲得または支出削減が確実であると認められるコンピュータ用ソフトウェアをいう。
			預託金	自動車のリサイクル料など一定の事実に基づいて備えて予め支払うものをいう。
			定期預金・金 銭信託等	満期日が貸借対照表日後1年を超えるものをいう(支払資金となるものを除く)
	流動資産		現金預金	小切手、郵便為替証書などを含む。
			未収入金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。(徴収不能引当金は別科目として処理し、決算で相殺する)
			貯蔵品	消耗品等で未使用のものをいい、減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。
			短期貸付金	貸借対照表日後1年以内に期限が到来するものをいう。
			有価証券	一時的に保有する有価証券をいう。
			販売用品	補助活動事業の販売用品、原材料等の期末たな卸高を記載する。
			前払金	翌年度以後の諸活動にかかる支出をいう。

			立替金	他の者が負担する支出の一時的立替えをいう。
			仮払金	科目が確定しない場合、又は概算払で金額が確定しない場合に記載する。
負債の部	固定負債		長期借入金	返済期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
			学校債	返済期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
			退職給与引当金	退職給与規定等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
			長期未払金	支払期限が貸借対照表日後1年を超えてから支払うものをいう。
			長期預り金	支払期限が貸借対照表日後1年を超える期間預るものをいう。
	流動負債		短期借入金	返済期限が貸借対照表日後1年以内の長期借入金も含める。
			短期学校債	返済期限が貸借対照表日後1年以内のものをいう。
			手形債務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
			未払金	支払期限が貸借対照表日後1年以内のものをいう。
			前受金	翌年度以後の帰属収入となる入学金や授業料などをいう。
			預り金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。
			仮受金	取引の内容が不明である場合又は金額が確定しない場合に記載する。
基本金の部	第1号基本金			第30号第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第2号基本金			第30号第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第3号基本金			第30号第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第4号基本金			第30号第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。
消費収支差額の部	翌年度繰越消費 収入超過額(又は 翌年度繰越消費 支出超過額)			